

第2回名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会（顛末）

日時 令和8年10月21日（水）13:30～15:15

場所 名寄市総合福祉センター 2階会議室

出席委員

笹原部会長、尾谷副部会長、丸山委員、尾崎委員、市川委員、天野委員、
小池委員、角尾委員、結城委員、澁谷委員、山崎直委員 11名

欠席委員

成田委員、田中委員、山崎美委員 3名

事務局

松田部長、田上課長、小川係長、山本主事 4名

1 開会

田上社会福祉課長の進行により開会

2 部会長挨拶

笹原部会長挨拶

3 議事【議長：笹原部会長】

報告第1号 第4期名寄市地域福祉計画策定のためのアンケート結果について
（事務局）事前送付資料に沿って説明

【質疑応答】なし

協議第1号 第4期名寄市地域福祉計画素案について
（事務局）資料に沿って説明

（事務局）

第1章1－3計画の期間について、最上位計画である「名寄市総合計画（第3次）」の期間が令和9年から令和16年までの8年間となる。また、名寄市社会福祉協議会が策定する「名寄市地域福祉実践計画」（次期R10～R14）は、地域福祉の推進を進める際の両輪となるものなので、計画期間を統一し、連携しながら作成するのが望ましい。このことから、本計画の期間について、4年間とするか5年間とするかお諮りしたい。

（A委員）

この他に連携したほうがいい計画はあるか。

(事務局)

他にはない。「名寄市総合計画（第3次）」と「名寄市地域福祉実践計画」のみ。

(B委員)

社協で策定する「名寄市地域福祉実践計画」は本来5年間だが、社協としても本計画と計画期間を統一したいと考えているため、「名寄市地域福祉実践計画」の次期計画期間の調整を検討している。しかし、本計画を4年間とすると、次期「名寄市地域福祉実践計画」は3年間と短い計画となってしまうため、本計画の計画期間は5年間を希望する。

(部会長)

地域福祉の推進には、社協と足並みをそろえるほうが望ましいように思う。計画期間については、市と社協とで議論して期間を定めてほしい。

(B委員)

第6章6-1基本目標について、前回計画に記載されていた「自立と共生」「市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくり」の文言が無くなっている。また、6-2計画の体系の「市民との協働による福祉のまちづくりの推進」の項目が今計画では削除されている。これまで協働で取り組んできた経過もあり、重要だと認識している。この項目は残した方がよいのではないか。

(事務局)

「名寄市総合計画（第3次）」との整合性を図るため、総合計画と同一の項目となるよう本計画から削除した経緯があるが、必ずしも総合計画と同一でなければいけないということはない。市としても地域住民と一体となった福祉のまちづくりを推進したいと考えていることから、「市民との協働による福祉のまちづくりの推進」の項目を追加することとします。

(C委員)

第7章7-1(4)福祉サービス事業所、企業について、それぞれ項目を分けて、企業についてをもう少し詳しく説明したほうがいい。

→修正します。

4 その他

スケジュールについて

11月中下旬 第3回部会 素案の最終検討、完成

→第3回部会案内および資料は後日送付する

5 閉会

笹原部会長により閉会